

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除	府省名	環境省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし	※	
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし				※	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明することとどまり、分析の結果を示していないが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかについて、評価書上適切に明示する必要がある。

#### ○ 環境省の説明

費用については、対象事業の規模や事業実施区域の放射性物質の汚染具合によって異なり、一概に言えないが、東京電力福島第一原子力発電所事故以来、放射性物質に関する社会的関心は非常に強く、特に、福島県内・周辺において大規模な開発事業が行われる場合の、土地改変等に伴う放射性物質の拡散による影響についての地域住民の懸念を勘案すれば、得られる便益は当然に大きいと考えられる。

### 《代替案の設定に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

代替案について、「環境影響評価法第 52 条第 1 項を削除せず、事業者の自主的な取組にゆだねることが考えられる。」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な手段を明示する必要がある。また、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

#### ○ 環境省の説明

環境影響評価法の対象事業において、放射性物質に係る環境影響についても必要に応じて事業者に評価させる必要があるという政策判断をしているため、代替案は想定されない。

### 《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

レビューを行う時期又は条件についての記載がないが、本件規制が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期又は条件を、適切に明示する必要がある。

#### ○ 環境省の説明

今後、放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことに伴って必要な検討を進めていく中で、必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果を踏まえて必要な措置を検討することとしたい。